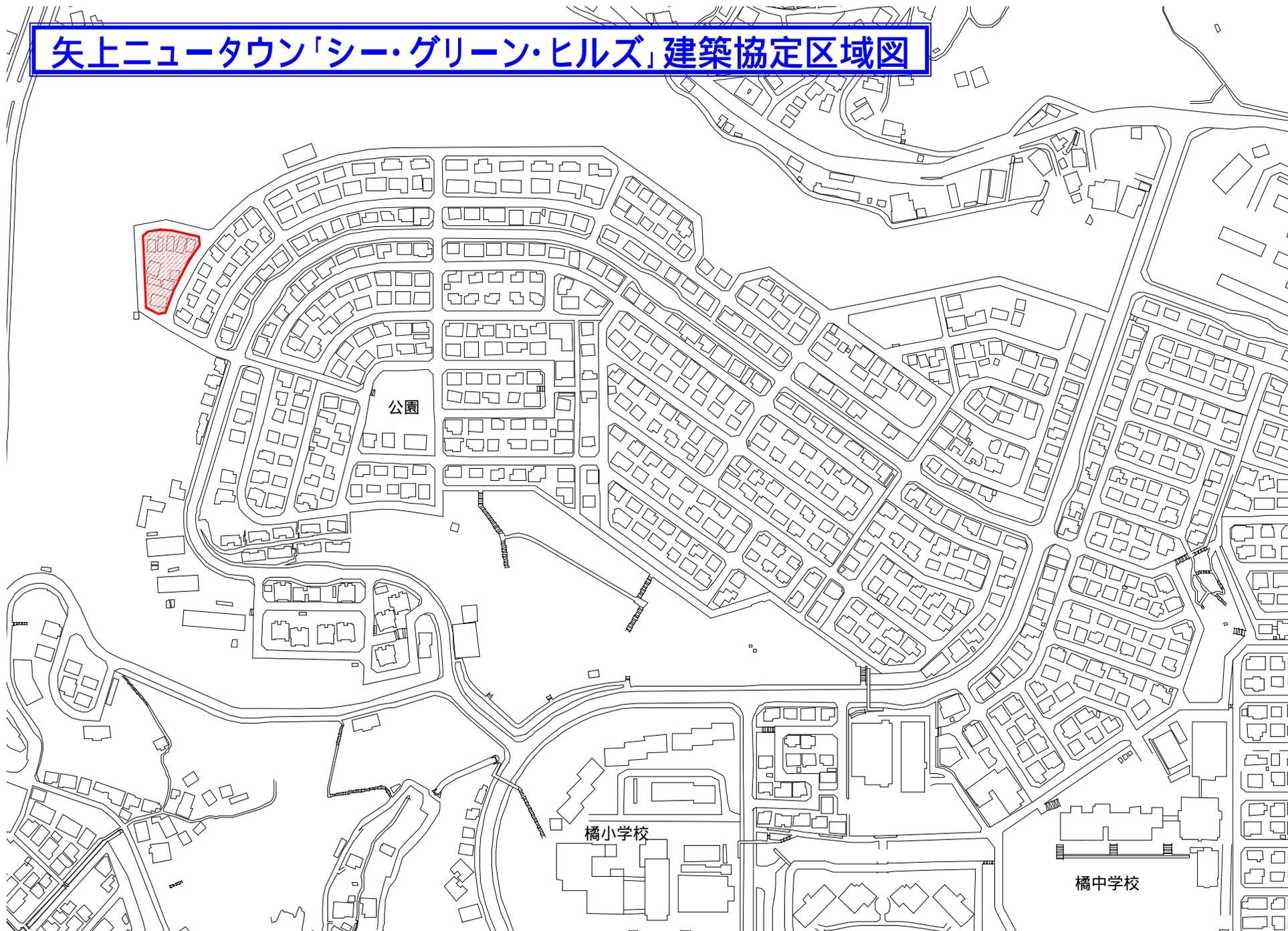


矢上ニュータウン「シー・グリーン・ヒルズ」建築協定区域図



矢上ニュータウン「シー・グリーン・ヒルズ」

建築協定の概要

認 可 番 号	63建指認第9号
認 可 年 月 日	平成元年2月21日
公 告 番 号	長崎市公告第14号
公 告 年 月 日	平成元年2月21日
受 付 番 号	
協 定 の 名 称	矢上ニュータウン「シー・グリーン・ヒルズ」建築協定
建築協定の区域	長崎市かき道2丁目13-1、13-2、13-3、13-4、13-5、13-6、13-7
協 定 事 項	建築物の敷地、位置、構造、用途、形態及び意匠に関する基準
区 域 の 面 積	1,524.57㎡
有 効 期 間	10年(自動更新)
違反があった場合の措置	違反者に対し、違反行為の停止を請求し、当該行為を是正するための必要措置を講じる。

矢上ニュータウン「シー・グリーン・ヒルズ」建築協定【抜粋】

(建築物に関する基準)

第7条 協定区域内の建築物の敷地、位置、構造、形態、用途及び意匠は、次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 区域内の建築物の敷地、位置、構造、形態は、法第86条第1項の規定に基づき昭和63年12月6日付第認6号で認定を受けた内容によるものとする。
- (2) 建築物の用途は、専用住宅とする。ただし、学習塾、花道教室その他これらに類するものを兼用するものはこの限りでない。
- (3) 建築物の意匠の変更はできないものとする。ただし、建築物の壁、屋根、その他の色調を変更する場合において、協定区域内の他の建築物との調和を乱さないものについてはこの限りでない。
- (4) 広告物、自動販売機、その他これらに類するものの設置はできないものとする。ただし、第12条に定める委員会で承認した場合はこの限りでない。
- (5) 塀は生垣、金網等その他これらに類する開放性のあるものとする。